同法第六十八条の十五の六第一項後段		
平成二十四年改正法附則第三十四条第一項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項後段	第二号	又は同法第六十八条の六十九第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）
	金額（同法	
若しくは同法第六十八条の六十九第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の経営革新設備等に係る法人税額）	金額（租税特別措置法	

3　平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四の規定の適用がある場合であって、新震災特例法第二十五条の二から第二十五条の三まで（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合における新令第百五十五条の二十五の規定の適用については、前項並びに新震災特例法施行令第二十二条の二第六項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第二十二条の二の三第四項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第二十二条の三第三項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）、第二十二条の三の二第五項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）及び第二十二条の三の三第三項（連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新令第百五十五条の二十五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号　特別控除）	特別控除）若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号。以下この号において「平成二十四年改正法」という。）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第二項若しくは第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、同法第二十五条の二の三（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第三項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、同法第二十五条の二の三（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第三項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、同法第二十五条の二の三（連結法人が企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）若しくは第三項（連結法人が復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）、同法第二十五条の二の三（連結法人が企業立

4　施行日から福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第二十五条の二から第二十五条の三まで」とあるのは「第二十五条の二から第二十五条の三の二まで」と、「第二十二条の二の二第五項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第二十二条の二の三第四項（連結法人が避難解除区域等」とあるのは「第二十二条の二の二第四項（連結法人が避難解除区域等」と、「第二十二条の三の二第五項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）及び第二十二条の三の三第三項（連結法人が避難解除区域等」とあるのは「及び第二十二条の三の二第三項（連結法人が避難解除区域等」と、同項の表中「同法第二十五条の二の二第二項若しくは第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、同法第二十五条の二の三第二項若しくは第三項（連結法人が避難解除区域等」とあるのは「同法第二十五条の二の二第二項若しくは第三項（連結法人が避難解除区域等」と、「、同法第二十五条の三の二（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）若しくは同法第二十五条の三の二（連結法人が避難解除区域等」とあるのは「若しくは同法第二十五条の三の二（連結法人が避難解除区域」とする。

地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）若しくは同法第二十五条の三の二（連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定		
同法第六十八条の十五の六第一項後段		
平成二十四年改正法附則第三十四条第二項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項後段	第二号	又は同法第六十八条の六十九第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）
	金額（同法	
若しくは同法第六十八条の六十九第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の経営革新設備等に係る法人税額）	金額（租税特別措置法	

第十三条　新令第百五十五条の二十八第一項（連結控除限度額の計算）の規定は、連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、改正法附則第七十五条（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する改正法第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の九（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合における新令第百五十五条の二十八第一項の規定の適用については、同項中「試験研究費の額に係る法人税額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、租税特別措置法」とする。